

宮城県警察本部訓令第4号

宮城県警察監察規程を次のように定める。

令和4年3月23日

宮城県警察本部長 猪原 誠司

宮城県警察監察規程

宮城県警察監察規程（平成4年宮城県警察本部訓令第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）に基づき、宮城県警察が行う監察の実施について必要な事項を定めるものとする。

（監察の種類）

第2条 監察は、業務監察、服務監察及び術科監察とする。

2 業務監察は、業務運営の実態を把握するための監察をいう。

3 服務監察は、服務の実態を把握するための監察をいう。

4 術科監察は、術科訓練の実態を把握するための監察をいう。

（監察対象部署）

第3条 監察の対象となる部署（以下「監察対象部署」という。）は、警察本部の課等及び警察署とする。

（監察実施計画）

第4条 警察本部長は、年度当初に監察を実施するための計画（以下「監察実施計画」という。）を作成し、これを宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 監察の種類

(2) 監察の実施項目

(3) 監察対象部署

(4) 監察の時期

（監察執行官）

第5条 警察本部長は、その指名する者（以下「監察執行官」という。）に監察を行わせることができる。

（監察補助官）

第6条 監察執行官は、監察を行うため必要があると認めるときは監察補助官を指名することができる。

2 監察補助官は、監察執行官の命を受け監察事務を補助する。

（監察の実施）

第7条 監察は、監察実施計画に従い実施するほか、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときは、随時に行うものとする。

2 警察本部長は、監察を実施するときは、あらかじめ監察を実施する旨を監察対象部署に通知しなければならない。ただし、随時に行う監察についてはこの限りではない。

（資料の提出等）

第8条 監察執行官は、職務執行上必要があると認めるとき、監察対象部署に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(実施結果の報告)

第9条 監察執行官は、監察の実施結果について、監察実施結果報告書（別記様式第1号）により警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を経由して警察本部長に報告するものとする。

(監察の結果に基づく措置)

第10条 警察本部長は、監察の実施結果について監察対象部署の長に通知するものとする。

2 監察対象部署の長は、改善又は努力を要すると指摘された事項について、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その結果を改善措置状況報告書（別記様式第2号）により監察課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第11条 警察本部長は、公安委員会に対し、監察の実施状況等を半年に1回報告するものとする。

(留意事項)

第12条 監察を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないように注意すること。
- (3) 書類の精査に過度に依存せず、職員への応問を積極的に活用すること。
- (4) 業務の実態、仕組み上の問題点等の把握に努め、その改善に向けた指導を行うことに配慮すること。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

監 察 実 施 結 果 報 告 書

										部	
実 施 年 月 日		年 月 日		実 施 対 象 警 察 署						警 察 署	
監 察 項 目	監 察 細 目	良 好 と 認 め ら れ た 点				改 善 又 は 努 力 を 要 す る と 認 め ら れ た 点					

別記様式第2号（第10条関係）

改 善 措 置 状 況 報 告 書

（ 警 察 署 ）

監 察 項 目	監 察 細 目	改善又は努力を要すると指摘された点	改 善 措 置 状 況